

平成24年4月11日

於・総務省10階1002会議室

第978回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
(1) 会長代理の選任について	1
(2) 諮問を要しない軽微な事項の改正について	1
3. 諮問事項（情報通信基盤局関係）	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案及び700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針について （諮問第13号）	3
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について （諮問第14号）	3
(3) 電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案について （諮問第11号）	30
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○東北3県における地デジ完全移行について	36
5. 審理官の意見書等に基づく審議	
○広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて （平成19年3月23日付け付議第1号他15件）	40
6. 閉 会	52

## 開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

## 議 決 事 項

### (1) 会長代理の選任について

○前田会長 会長は、引き続き、私のほうで務めさせていただきますが、会長代理につきましては、原島委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 原島委員、お願いします。

○原島委員 務めさせていただきます。

○前田会長 それでは、会長代理は原島委員にお願いしたいと存じます。

### (2) 諮問を要しない軽微な事項の改正について

○前田会長 次に、電波監理審議会決定第1号「諮問を要しない軽微な事項」について、お手元に配付しています委員打ち合わせ資料(案)について、原田幹事から説明をお願いいたします。

○原田幹事 諮問を要しない軽微な事項改正案ということで、3ページ物により、説明させていただきます。

前回の977回の3月14日の審議会で、諮問第9号として、エリア放送の

制度整備を行うことにつきまして、規則等の改正の諮問・答申がございました。  
本件、地域に限られたエリア放送ということで、コミュニティ放送と同様に、  
諮問を要しない無線局として追加するというので、事務局にて改正案作成の  
指示を受けておりましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

資料のとおり、電波監理審議会決定第1号の一部を次のように改正するとい  
うことで、規則が施行されます4月2日から適用するということとし、(6)の  
項目に「エリア放送を行う地上一般放送局に関するもの」ということを追加さ  
せていただきます。それと、(7)につきましては、項ずれをする部分とあわせ  
て、若干回りくどい書き方をしておりましたので、その部分について一部修正  
をしました。こちらは、放送する人工衛星局に関するものということで、CS  
の124度と128度の部分につきまして、諮問を要しないということになっ  
ております。

3ページ目ですけれども、新旧対照表では、このように(6)の項目に、「エ  
リア放送を行う地上一般放送局に関するもの」というのを追加させていただい  
て、(7)の項ずれと表記の変更で中身が変わるものではありません。

以上が決定事項の変更の部分になります。

○前田会長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見ありますでしょ  
うか。よろしいですか。はい。特に質問、意見がございませんようですので、本  
件につきましては、ただいま配付いたしました委員の打ち合わせ資料の案のと  
おりとしてはいかがかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特に異議がないようでございますので、案のとおりとすることと  
いたします。どうもありがとうございます。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項（総合通信基盤局関係）

（１）無線設備規則の一部を改正する省令案及び700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案について（諮問第13号）

（２）周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第14号）

○前田会長 それでは、始めたいと思いますが、最初に、先ほどの委員の5人そろったところで、会長代理に選任されました原島会長代理から一言ごあいさつをお願いします。

○原島代理 ちょっと御心配をおかけいたしました。元気で復帰いたしました。これから会長代理として務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○前田会長 どうも、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

諮問第13号無線設備規則の一部を改正する省令案及び700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案について、及び諮問第14号周波数割当計画の一部を変更する告示案についてにつきまして、田原移動通信課長、豊嶋高度道路交通システム推進官及び竹内電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 まず、諮問第13号説明資料に沿って、移動通信課の田原から、概要を御説明させていただきます。

3. 9世代移動通信システムの普及に向けた制度整備の関係でございます。無線設備規則の一部を改正する省令案及び700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案についての諮問でございます。700/900MHz

帯の電波の再編による携帯電話用周波数の確保に関しましては、これまでも900MHz帯の割当てに関しまして、昨年12月に3.9世代移動通信システム普及のための特定基地局の開設に関する指針といたしまして、900MHzの割当てについての指針につき御審議いただき、御答申いただきました。それを受けまして、開設計画の認定申請を受け付けまして、本年2月29日に当審議会においてその開設計画の認定について御審議いただきました。その結果、答申を受けまして、翌3月1日にソフトバンクモバイルの開設計画を認定させていただいたところでございます。

ちなみにその900MHz帯につきましては、ソフトバンクモバイルのほうにおいて、この指針に定められた窓口の設置ですとか、関係者との事前協議といったものを現在進めているところでございます。

前回この900MHz帯の答申のときにパブリックコメント案という形で御報告させていただきましたが、今般そのパブリックコメントの結果等を受けまして、700MHz帯のほうにつきまして、700MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準の制定並びにその特定基地局の開設に関する指針の制定を行うものでございます。

改正概要でございますが、まず1点目、無線設備規則の一部改正でございます。こちらにつきましては、700MHz帯を使用する移動通信システムといたしまして、情報通信審議会の一部答申を踏まえまして、LTE、W-CDMA/HSPA、HSPA Evolution、DC-HSDPAという4つの方式につきまして、技術基準を定めるということで、無線設備規則の中の空中線電力の許容偏差ですとか、副次発射の強度ですとか、個々のシステムの無線設備の条件及び周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値、こういったものの無線設備規則上の規定を改正するものでございます。こちらにつきましては、情報通信審議会の一部答申を踏まえた形での改正となつてございまして、

これに関する意見募集の結果でございますけれども、基本的に賛成という意見が3件寄せられてございます。

次に、開設指針の部分でございます。700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案でございますが、こちらにつきましては、3.9世代移动通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針、これは900MHz帯のときに定めたものでございますけれども、こちらの一部を改正する告示案という形になります。

概要につきましては、別添2の横紙の資料でございますけれども、前回900MHz帯の認定の御審議が終わった後に御報告をさせていただきましたけれども、そちらと同じものでございますが、別添2に即して簡単に御説明させていただきますと、900MHz帯は15MHz幅×2を1者に割り当てるものでございましたが、700MHz帯につきましては、10MHz幅×2を3者に割り当てるという形にしております。

③の携帯電話事業者が移行費用を負担する形で再編を実施するという事と、絶対審査基準及び競願時審査基準により審査するという事につきましては、基本的に900MHz帯のときと同じでございます。ただ、④の部分でございますが、この700MHz帯につきましては、地デジの再編の跡地を使うということで、地上デジタル放送のテレビブースターのほうに受信障害が出る可能性があるということでございますので、開設計画の認定を受けた事業者、携帯電話事業者のほうでそのブースター対策を行いながら、基地局整備を進めることになっております。あと、⑥でございますけれども、より多くの者が電波を有効活用できるようにということで、900MHz帯を割り当てられた者については劣後させるということで、ソフトバンクモバイルが申請してきても、ここで劣後させるという形になります。

具体的にその審査基準の内容でございますけれども、おめぐりいただいて、

別添2の2ページ目でございますが、下線部が900MHz帯の開設指針と異なる部分でございます。基本的に周波数帯が異なりますので、絶対審査基準の③のところでございますが、移行費用、最低限必要なものとして、既存のラジオマイク及び放送のFPU、これの移行経費になりますが、最低限必要な費用は600億円という形になってございます。あと、下線部でございますけど、④番、人口カバー率の規定でございますが、認定後7年というのは変わりませんけれども、認定の時期が前回の900MHz帯よりも1年後になっておりますので、この期限が平成31年度末という形で、前回の900MHz帯の時より1年後になっております。⑤についても同様でございます。

⑥の部分、ウのところ割当てを受けた全事業者間で、ア・イの実施方法について協議とありますけれども、こちらについては、900MHz帯は1者のみでございますけれども、700MHz帯につきましては最大3者が認定を受けるということでございますので、その3者で協力して、終了促進措置に取り組んでいくという形の規定でございます。それに応じてというか、3者になりますので、申請期間中に他の申請者と事前協議を禁止するということを書いてあることと、⑧について、先ほどブースター障害の関係でございますけれども、地上デジタル放送の受信障害の防止及び解消措置に関する計画を開設計画に書いていただくという形になっております。

競願時審査基準、こちら基本的には900MHz帯のときと同じでございますが、費用の上限がこちらの場合、700MHz帯の場合は1,500億円という形になってございます。人口カバー率の時点の規定は、先ほどと同様1年ずれているというところございまして、あと、そのほかの規定は同じでございます。

また、今回、3者に割り当てるということ、枠が3つということでございますので、その3つの中でもどのブロックを申請するかというのは、事業者によ

ってまちまちだろうということで、その希望するブロック、周波数のブロックが重複した場合は、競願時審査基準を適用して、上位者から希望の順で割り当てるという考え方にしております。

概要が以上でございますけれども、あと、パブリックコメントの結果を含めまして、具体的細部について豊嶋のほうから引き続き説明させていただきます。○豊嶋高度道路交通システム推進官 開設指針につきまして、今、概略を申し述べた点を中心に、細部の説明をさせていただきたいと思っております。続きまして、資料の別添3を御覧ください。開設指針の骨子というものがございまして。実際の開設指針の案文自身は、別添4ということで、900MHz帯の開設指針を改正した格好になっておりますが、そのうち、700MHz帯に関するものについてまとめたものが別添3になっておりますので、別添3の資料を中心に、主に900MHz帯との違いの部分を中心に説明を申し上げたいと思っております。

別添3の最初のところでございますが、1番目、特定基地局の範囲、これは900と同じでございます。

2番目が使用する周波数の範囲、ここが今回は700MHz帯ということでございますので、773MHzを超え803MHz以下の周波数、30MHz幅ということで、基地局用として30MHz幅の割当てになっております。なお、この周波数は、今、FPU、特定ラジオマイクが使用しておりますので、別途、周波数割当計画の説明をいたしますが、周波数割当計画において、これらの使用期限については、平成31年3月31日と定めているところでございます。

3番目でございますが、特定基地局の配置及び開設時期、この部分については、この(1)、(2)の部分、先ほどもありましたように具体的な年度については、900MHz帯とずれますけれども、人口カバー率80%、それと3.9世代システムの開始時期のこの2つの要件については、900MHz帯と変

わっておりません。なお、900MHz帯においては、これ以外に3.9世代システムに限定しておりませんでしたけれども、認定から4年後の段階で人口カバー率50%という基準を示しておりました。これは、900MHz帯は、全部で15MHzの幅のうち、5MHzは周波数移行が不要である周波数がございましたので、移行と無関係に設置できるという観点でカバー率を設けておりましたが、今回700MHz帯については、全て移行しなければ使用はできないということがございますので、4年後の人口カバー率の条件は外しております。

4番目の点については、同じでございます。技術の導入について求めています。

5番目が終了促進措置、いわゆる周波数移行の関係でございます。(1)番目、対象となる無線局ということでございますが、平成31年3月31日前までに終了させるということで、①、②の2つ、すなわち、①番目は、FPUと呼ばれている放送業務用の無線局、②が特定ラジオマイクの無線局、この2つの無線局について終了促進措置を実施するということにしております。費用負担の範囲につきましては、(2)の①、②とございますが、無線設備及びこれに附属する設備の取得に要する費用、いわゆる新しい設備の取得、それと、もとの設備と交換をしますので、その変更工事費用の2つについて負担をするということとであります。

なお、900MHz帯については、これ以外に3つ目のカテゴリーとして、プログラムの変更費用というのを掲載しておりましたが、今回、2つのシステムについて、移行の方法について調査をいたしました。プログラムの変更を伴うものはないと、いわゆるソフトウェア改修を伴うものはないということとございますので、その部分は外しております。

続きまして、次ページ、2ページになりますが、(3)番目でございます。終

了促進措置の実施に係る事項ということで、実際に移行するための手順の部分でございます。ここの部分は、基本骨格は900MHz帯と全く同じにしておりますが、今回は最大3者を認定するという点になりますので、その点を加味した部分が(3)の①として追加をしております。要するに、最大3者が認定された場合については、実際の終了促進措置について共同して実施することという部分が加わっております。認定開設者は、②、③、下にありますが、移行に際しての周知、あるいは通知の事項及び最終的に合意をする部分につきまして、他の全ての認定開設者と共同して実施をします。実際に共同して実施する方法について、認定から三月以内に協議をして合意しなさいというものが加わっております。

なお、終了促進措置に要した費用について、1の認定開設者が負担する金額は、認定数で除した額とすると。認定数は最大で3ですので、3者に認定された場合については、1者当たり最終的には3分の1という負担になるように終了促進措置を実施すべしとの内容になっています。この点が900MHz帯と異なる点でございます。

②番目は、周知・通知の時期、手順。これは900MHz帯と同様でございます。

③番目についても同様でございます。この周知、通知をするに当たって、免許人団体との間で事前に実施方法について協議をする。これは900MHz帯と同様でございます。

④番目、これは実際に移行について合意をする部分でございますが、FPU、特定ラジオマイクの免許人の間で、終了促進措置の内容について協議を行うこと。ここは同じでございます。ただし、この④番目のうち、3行目でございますが、一部移行期間中、暫定的に既存の無線局と携帯電話基地局との間で周波数を共用すると、いわゆる場所を隔てて共用するケースも考えられますので、

今回については、無線局の廃止、または変更を行うまでの間に特定の基地局と周波数をもし共用するようである場合については、その共用の条件についても併せてきちんと協議しておいてくださいということを明示しております。

⑤番目については、同様でございます。

続いて、(4)番目でございますが、900MHz帯の際に透明性の確保ということで盛り込んでいる部分でございますが、この部分については、700MHz帯も同様でございます。ただし、1点だけ追加をした部分がございます、(4)の②番でございます。今回共同して終了促進措置を行うということに関連しまして、認定までの間に他の全ての申請者と終了促進措置に係る(3)の①の実施方法、具体的に言うと、周知、通知に関するその実施、あるいは合意の方法、そういうものについて事前に協議、調整等を一切行わないことという部分が新たに付け加わっております。それ以外の部分については同様でございます、(4)の中でいうと④番については、合意の日から一月以内の窓口の設置。⑤番目は、実施手順の通知を免許人にした場合は、それを公表すること。⑥番目については、負担の公平性の確保。⑦番目については、合意内容の書面又は電磁的記録による保管。⑧番目については、四半期ごとの実施状況の報告の部分については、全て900MHz帯と同様の内容となっております。

続きまして、3ページ目でございますが、(5)番目、(6)番目についても同様でございます。総務大臣における確認、公表、それと、(6)番目ですが、迅速な合意形成を図るための対策、円滑な実施を図るための体制の整備等について努めなければいけない。これは競願時審査基準につながるものでございます。

その下、6番目、開設計画の認定の方法でございますが、今回は3つの枠ということでございますので、(1)番目、申請できる周波数の幅は10MHz幅とするというふうになっております。なお、先ほど説明したように、3つの認

定の枠がございまして、最終的に具体的にどこのブロックに周波数の指定をするのかという部分まで決めなければいけないものですから、それに先立って希望を明確にさせていただくということで、希望する周波数の範囲として、ここにある3つのブロックについて御希望される順番を開設計画に記載をしてくださいという部分が900MHz帯と違うところがございます。

(2)番目、絶対審査基準の要件審査でございますが、先ほど900MHz帯の開設計画の認定を受けた者は劣後するというふうに申し上げましたが、その具体的な劣後の、いわゆる審査の処理の手順を記載してございます。(2)のただし書きの部分でございますが、絶対審査基準に適合して要件を満たす申請が900MHz帯の認定開設者を除いて3者の場合については、その除いた3について認定を直ちにいたします。したがって、900MHz帯の認定開設者が絶対審査基準にも適合していたとしても、それを除いた数が3であれば、直ちにその3者を認定することとなります。また、900MHz帯の認定開設者を除いても4以上の場合については、競願時審査基準に進むということで、900MHz帯と同様の競願時審査基準を適用し、最終的にその数が3になるまで審査を行うという形になっておりまして、ここは、いわゆる900MHz帯の認定開設者が審査において劣後するという具体的な処理手順となっております。

その下①番、②番、それぞれ絶対審査基準、競願時審査基準でございますが、審査の基準については900MHz帯とほぼ同じでございます。違う点としては、①のウ、負担可能額、絶対審査基準における負担可能額は、今回は600億円というふうになっております。それと②の競願時審査基準のア、いわゆる第1基準の部分でございますが、これの上限が1,500億円というふうになっております。それとイの部分、ウの部分については、900MHz帯と全く同じ審査基準にしております。

ページをめくりまして、4番目ですが、それ以外の部分でございますが、先ほど申し上げましたように、今回3枠の認定を行うという形になりますので、最終的にどの周波数ブロックを指定するかという部分でございますが、(3)の①、各認定開設者の周波数の指定につきましては、開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づいて行うことを原則としますが、簡単に言うと、希望が重複している場合につきましては、競願時審査基準に係る審査における基準への適合度合いが高い者の希望を優先する。つまり、競願時審査基準を適用して、一番基準に合致している者の希望から順番に指定をするという形にさせていただくという部分が付け加わっています。

それと②番目は900MHz帯と同様でございます。③番目については、ブースター障害対策について、開設計画にその具体的な対策を記載するとともに費用の負担等、必要な事項についてあらかじめ全ての700MHz帯の認定開設者間で協議し合意した上で、ブースター対策については共同して実施させていただくという内容になっております。この③番目は900MHz帯にはない規定となっております。

詳細は以上でございますが、本件につきまして、パブリックコメントを3月の1日から30日まで行いました。別添5のほうを御覧いただければと存じます。30日間パブリックコメントを行いまして、指針に関する御意見として、総数19件を頂いております。法人・団体関係14件、個人から5件の御意見をいただいております。2ページ以降、その御意見の概要、それと考え方を順番に列記しておりますが、主なところを紹介したいと思います。

まず、認定の基準全体に対する御意見ということで、一番上でありますと、今回の割当方針、全般としては賛同するという御意見が、携帯電話事業者様3者からちょうだいしています。速やかな割当てをしていただきたいという御意見がきております。これが1番目です。

2番目が、今回3枠ということに関係しまして、イー・アクセスから、3者に認めることによって競争がより促進されるということで、賛同する御意見をちょうだいいたしております。それと、同じところの下、3番目の部分でございますが、競願時審査基準の実際の配点の割合についての御意見をいただいております。900MHz帯の審査結果において公表された基準A、B、Cの合計点における比率は、それぞれ同じ比率にしましたが、これを変更しないでいただきたいという意見をいただいております。なお、その競願時審査基準の基準Cの中のうちのプラチナバンドの有無の配点と契約数の配点については、簡単に言うと、プラチナバンドの有無の配点を高くしてもらいたいという意見が併記をされておりました。

この部分については、今回、開設指針を改正する形で700MHz帯を追加するというごさいまして、考え方、全く同様にいたしたいと思っておりますので、考え方として、今回は900MHz帯と全く同一ということで、何ら基準は改正しておりませんので、基準3の配点比率を変えることは一切考えておりません。同様に、基準Cの中における配点についても、900MHz帯の認定と異なるべき特段の事由は発生しておりませんので、変えるということはないという形で、900MHz帯と同様の審査をしていきたいと考えております。

続きまして、ちょっとページを飛びまして、4ページ目に飛んでいただければと思います。終了促進措置、いわゆる引っ越しに関する御意見でございますが、4ページ目のうちの真ん中の8、9、10、若干意見の中身で幅がありますけれども、例えば8番目の部分ですが、いわゆる移行するということに関しまして、認定開設者と既存免許人との協議が難航することがあるならば、いわゆる円滑な合意形成に対して行政の支援を望むという趣旨の御意見を8、9、10という形でちょうだいいたしております。

これにつきましては、900MHz帯と同様に、今回は費用負担の範囲等は規定しておりますが、移行時期とか、費用負担の方法等は協議をしていただくと。それに基づいて進めるという点については、従来と変わるところがないということでございます。既に900MHz帯では実施しておりますけども、総務省におきましては、関係者に対して周波数再編に関する周知、広報というのをまずしっかりしていきたい。併せて、四半期ごとに実施の状況について報告を受けると、これも開設指針に明記をしておりますので、これに基づきまして進捗状況を確認し、公表する形で、オープンな形で合意形成に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、5ページ目のちょっと下のところに、5ページから6ページにつながります、長文の部分でございますが、御意見をちょうだいしております。趣旨を説明いたしますと、移行費用に関しまして、ラジオマイクの移行費用について、実際もうちょっと額が小さいのではないかという御指摘がございました。併せまして、FPUについては、移行そのものは不要ではないかという御意見をちょうだいたしているところでございますが、この部分につきましては、一般的にちょっと誤解が生じやすいところでございますので、考え方のところは詳しく書いております。かいつまんで申し上げますと、6ページ目の「まず」のところを御覧いただきたいのですが、今回、移行費用として計上しておりますのは、例えばマイクで申し上げますと、マイク一本の値段ということではなくて、マイクを含めまして、附属設備あるいは工事費用を含めた全ての費用という形で費用負担の額を計上させていただいております。「さらに」の部分でございますが、実はラジオマイクというシステムは、品質によってA、Bと複数種類がございます。実は、今回移行対象になっておりますのが、免許が要る高品質型のラジオマイクというものでございまして、いわゆる一般で売られているマイクと別物でございます。品質が高いということもござ

いまして、市場価格を調査いたしました。少なくとも額が一般のワイヤレスマイクの安いものに比べてかなり高くなっておりまして、実費の計算を踏まえますと、今回の移行費用の額、いわゆる上限・下限の額という形になるかと思っております。なお、FPUにつきましては、700MHz帯以外でも高い周波数でFPUを割り当てている実態はございますけれども、電波特性が違いますので、実際は使い分けが行われていると。FPUの周波数の移行については、かなり慎重に手順を踏んでおりまして、平成22年度の電波利用状況調査における結果を踏まえながら、周波数アクションプラン等において移行先周波数を公表しながら、あるいはパブリックコメントをちょうだいしながら公表してきたところで、この結果を踏まえたものということでございますので、移行としては必要であるという判断をしております。

それと、7ページ目でございますが、ブースター障害の関係について、御意見をいただいている部分でございます。20番のところでございますが、この部分、ページをめくりまして、御意見のコアになっている部分が、これは、NHK様からいただいた部分ですが、下から5行目のところでございますが、「したがって」の部分でございます。携帯電話の基地局の開設指針にはブースター障害等の防止又は解消の計画に受信障害の防止と解消に向けた放送事業者への情報提供に関する事項を記載することを求めますという御意見がきています。この背景は、「したがって」の文章の上のほうにございますが、4行ほど上ですか、地上デジタル放送の受信者には障害の原因が不明であったり、申告先がわからなかったりということで、障害時には放送事業者に相談・苦情が寄せられることが想定されると。そういうことがないように、受信障害の防止・解消の対策について情報提供が必要じゃないかという考え方が示されております。

この点につきまして、右側の考え方にございます、同じ8ページのところでございますが、防止・解消するための方法の実施に関する地上デジタル放送を

行う放送事業者との連絡及び調整を開設指針の中に明示をするという修正をいたしております。ブースター対策の計画を記載する際に、この放送事業者との連絡調整の計画も併せて記載をするということを明示させていただいたところでございます、これがパブリックコメントを受けて、修正を加えている部分でございます。

それと、同じページの8ページ目の下の22番目でございますが、このブースター障害に関係してですが、携帯電話事業者3社から寄せられている意見としまして、影響を受ける従来型のテレビ受信ブースターが、開設計画の認定以降も新たに設置、利用されることがないように関係者に対して周知・啓発等図る等の措置をしていただきたいという御意見が寄せられておりますので、この点につきましては、円滑な携帯電話の割当て及び受信環境を維持するという点は、全くそのとおりでございますので、総務省としても、今後、ブースター障害等の対策に係る関係団体への周知・啓発等の対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

主要なところは以上でございます。

全体の一番最初の資料のほうにちょっと戻っていただければと存じます。

諮問第13号説明資料の2ページ目、裏側でございますが、本開設計針及び先ほど説明した無線設備規則の一部改正に関係する今後の予定ということで示しております。本日諮問させていただきましたが、僭越ながら、仮に答申をちょうだいすることができましたならば、以後の予定でございますが、答申をいただきましたならば、予定で17日と書いておりますが、官報掲載の手続を経て、完了した段階で公布・施行とともに、申請の受付に入っていきたいと考えております。申請の受付は、法律上は一月を下らない、1か月以上確保するというふうになっておりますので、5月下旬ぐらいまでの期間、申請の受付をしまして、それを踏まえて、開設計針に基づきまして審査を行い、最終的に開設

計画の認定ということで、6月を目途としまして、事業者決定に関係をする電波監理審議会の諮問を再度させていただいて、答申をいただいたならば、事業者を認定するという手順に入っていくことを希望しているところでございます。

なお、4番目ですが、意見募集等の結果につきましては、先ほど申したとおりでございます。1カ所修正をさせていただいております。3行目でございますが、当該意見募集において、開設指針案において、地上デジタル放送のブラスター障害等の防止または解消に当たり、認定開設者と放送事業者の間の連絡・調整を行うことが肝要との意見が提出されたことを踏まえまして、この趣旨を明確にするという観点から一部修正をしておるところでございます。

施行期日でございますが、これは答申を得たという前提でございますけれども、必要的な事務処理を経て、官報掲載をしますが、おおよその目途として、17日ごろに官報掲載できるかと存じます。なお、ここにちょっと誤記がございまして、平成23とございますが、平成24の誤記でございます。申しわけございません。という予定にいたしたいと思っています。

無線設備規則と開設指針の関係については、以上でございます。

○竹内電波政策課長 続きますので、諮問第14号についてご説明をさせていただきます。電波政策課の竹内でございます。

ただいま移動通信課から御説明申し上げました諮問第13号に関連をいたしまして、諮問第14号は、700MHz帯における3.9世代移動通信システムの普及に向けた制度整備のうち、周波数割当計画に関するものでございます。資料を2枚おめくりいただきまして、3枚目参考資料を御覧いただけますでしょうか。参考資料、横になったカラーの資料でございますけれども、この上側に周波数割当計画変更の概要という欄がございます。こちらにございます①から③が今回の主な変更内容でございます。1点目は、700MHz帯の携帯電話用周波数の確保、2点目が、既存無線局の周波数の移行に関する事、3点

目が、エリア放送システムへの共用に関する条件を定めるという内容でございます。それぞれポイントをご説明申し上げます。

まず1点目の携帯電話用周波数の確保、割当てということでございますが、この参考資料の1枚目の下側に、700MHz帯関係（周波数再編）という、紫の枠で囲った部分がございます。上側に現在の割当ての状況を、下側に今回変更をしたいという変更案の内容を示してございます。今回主な変更点としましては、下の変更案の水色で塗ってある部分でございますが、移動業務、星マークがあって2と書いてある部分でございますが、この部分を新たに電気通信業務用の移動通信サービスに割当てをする。一次業務で割当てをするということでございます。実際の割当ては、上にも書いてございますが、718～748MHz及び733～803MHzの30MHz幅の上下のペアということでございますが、実際の割当て計画におきましては、先ほど御説明ありましたように、ガードバンドを含めますので、714～750MHz及び770～806MHzを新たに割当てをするということで、これを移動業務として割当てをいたしまして、その使用開始の時期を地上デジタルテレビジョン放送のリパック終了の翌日でございます平成24年、本年の7月25日からするものでございます。

2点目は、既存無線局の周波数移行に関する事項でございます。これはこの同じページの絵で申しますと、帯グラフの一番右側に紫で塗ってある欄でございます。移動業務、一次業務として、（放送事業用、一般業務用）と書いてあるところでございます。この部分を赤字で書いてありますように、現在はFPUと特定ラジオマイクという2つのシステムに割当てをいたしておりますけれども、FPUにつきましては、①として書いてございますように、1.2GHz帯及び2.3GHz帯への移行を、また、特定ラジオマイクにつきましては、地上デジタルテレビジョン放送帯域のホワイトスペース等及び1.2GHz帯にそ

れぞれ移行させるということでございまして、それぞれの新しい移行先の周波数帯に今回割り当てを行うとともに、現在、割り当てておりますこの770～806MHz帯の使用につきましては、その使用期限を平成31年3月31日までとするものでございます。すなわち、移行期限として6年間を設けるということでございます。

なお、特定ラジオマイクにつきましては、470～710MHz帯の地上デジタルテレビジョン放送帯域のホワイトスペースに加えまして、この図の下側、変更案の上側の行にございますが、710～714MHzも併せて割り当てることとしております。この710～714MHz帯の周波数につきましては、ホワイトスペース推進会議における共用検討の結果といたしまして、放送関係事業者から、特定ラジオマイク運用の観点といたしまして、この周波数帯をラジオマイクの周波数として確保するよう多数の意見が提出されたところでございます。また、情報通信審議会における700MHz移動通信システムの技術的条件検討におきましても、所要ガードバンド幅の検討の結果、この帯域を特定ラジオマイクに割り当てるのが技術的に可能という結論が得られているところでございます。

なお、このFPU及びラジオマイクの移行先周波数につきましては、FPUにつきましては、先ほど1.2GHz帯、2.3GHz帯と申しましたが、それが具体的にどこかというのは、その次の2枚目をごらんいただきますと、上側に1.2GHz帯の現在の割り当てと変更案、下側に、2.3GHz帯の現行と変更案をそれぞれお示ししてございます。ちょっとこれ、関係が入り組んでおりますが、FPUにつきましては、2枚目の上側の1.2GHz帯の1240～1300MHz、それから、下側の2.3GHz帯の2330～2370MHzというところを新たな移行先として割り当てるものでございます。また、特定ラジオマイクにつきましては、1枚目の地デジ帯域でございますので、470～

714MHzというところに加えまして、2枚目の上側の欄でございますが、1.2GHz帯の中ほどでございますが、1240～1260MHzというところを割り当てることとしたものでございます。

なお、1.2GHz帯のこの下側の周波数1215～1240MHzにつきましては、GPSの第2周波数で広く使われているということもございまして、1260～1300MHzにつきましては、アマチュア業務への割当てがございまして、ここについてはラジオマイクへの割当ては困難と考えたものでございます。また、2.3GHz帯につきましては、現在、公共業務用で広く使われておりますが、この低いほうの2300～2330MHz、それから、高いほうの2370～2400MHz、ここを上下でペアで使うような利用方法が一般的でございますので、その中ほど、真ん中の部分については、ちょうど、言ってみれば、ガードバンドのような形で比較的利用が少ないということで、この部分にFPUを割り当てるという考え方で今回移行先を指定したものでございます。

3点目のエリア放送との共用に関する条件でございますが、本年4月2日から導入されましたエリア放送システムにつきまして、特定ラジオマイクとの周波数共用を図ることとなりますので、本年1月に取りまとめをいたしましたホワイトスペース利用システムの共用方針におきまして、特定ラジオマイクは、他の周波数帯からの移行でございますので、他のホワイトスペース利用システムに対して優先するという結論が得られているところでございます。このため、ラジオマイクについて、現行と同等の利用環境を確保する観点から、エリア放送システムについては、特定ラジオマイクに対して有害な混信を生じさせてはならず、また、特定ラジオマイクからの有害な混信に対して保護を要求してはならない旨を周波数共用に関する条件として定めることとしております。

なお、本年度1年間につきましては、具体的な運用調整方法を定める期間と

ということでございますので、今年度末までの間につきましては、混信が発生しないように個別に対応することとしているものでございます。

次の意見募集の結果について御説明を申し上げます。

意見募集の結果につきましては、別添1としてお付けしてございますけれども、意見募集は3月1日から3月30日まで実施したところ、19件の意見提出がございました。まず最初に、反対意見についてでございますが、資料の別添1の4ページ目の10番でございます。ソフトバンクモバイル等からの意見でございますが、FPUの移行先周波数に関する意見でございますが、2.3GHz帯は、移動通信用として確保すべきであるという意見。また、特定ラジオマイクの周波数につきましては、6ページ目の17番、18番、19番、20番で、これもエクリソン社等からの意見でございますが、特定ラジオマイクの周波数について、710または698MHz以下に限定すべきであるという意見がそれぞれ提出されているところでございます。

これらにつきましては、総務省といたしまして、移行先周波数については、既存無線局の免許人からの要望をはじめ、国内の周波数の使用状況を考慮いたしまして、可能な限り移行するシステムについては、現状と同等の利用環境を確保するということが必要と考えておりまして、そうした観点から、移行先周波数を選定したものでございます。

また、当該移行先周波数におきましては、周波数を専用に割り当てているわけではなく、他のシステムとの共用を図りながら有効利用を図っていくというものでございます。これらの移行先周波数につきましては、先ほどのワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループの取りまとめでございますとか、平成22年度の電波利用状況調査の評価結果において、意見募集の結果を踏まえて検討を公表してきたところでございますので、原案のとおり変更してまいりたいというふうに考えているものでございます。

その他の要望、意見についてでございますが、まず、同じ別添1の資料の3ページ目の8番の意見でございますが、FPUと特定ラジオマイクの移行先周波数である1.2GHz帯については、BS受信の中間周波数となっているということで、受信障害が生じないように調査し、対策を講じるべきだということ。また、3ページ目の同じく7番、民放連からの意見でございますが、1.2GHz帯における既存無線標定業務の無線局の周波数共用を可能とする仕組みを構築すべきという意見。あるいは4ページ目の11番、毎日放送からの意見でございますけれども、2.3GHz帯については、諸外国との干渉、これは特に韓国を想定されているものでございますが、諸外国との干渉が懸念されるといった要望、意見が提出がございました。

これらの意見につきましては、現在、技術的な検討を進めているところでございまして、今後、技術基準の策定など制度整備をしていく中で、具体的な対応について検討してまいりたいというふうに考えてございます。FPU等については、まだ技術基準を検討している最中ということでございます。

最後に、本件にかかわる施行の日でございますが、答申をいただけますれば、速やかに周波数割当計画の変更の進めまして、官報に掲載させていただいて、速やかに施行していきたいというふうに考えております。

以上、諮問第14号の周波数割当計画の一部変更案について説明をさせていただきました。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 はい。ありがとうございました。

それでは、今の諮問第13号と第14号、この全体を含めて御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

それでは、ちょっと私のほうから、幾つか。

1つは、今のパブコメの中でもあったかと思いますが、FPU等が移された先で二次被害というのは適当な言葉じゃないですが、二次影響が出てくるケー

スがあるかと思いますが、これは、当初からその終了促進措置の中身に含まれるということになるんですか。向こう側でまたさらに別途費用が発生するというようなケース、それがないように設定するという趣旨なんですか。それとも、技術基準を設定するという趣旨ですか。それともやっぱり何らかの形で影響があったときに、それをなくすような措置を移動させられた側が負担しなきゃいけないようなケースが発生するとすれば、それはこの終了促進措置の中で含まれるというふうに考えるべきなんですか。

○田原移動通信課長 終了促進措置、この600億円、1,500億円という試算がございますけども、こちらについては、先ほどありました、例えばFPUで移行した先でそのまたブースター干渉なんかがあった場合のコスト、その対策費までは積んでございません。あくまでも今の700MHz帯を使っているものを1.2GHz帯に移すための設備費、工事費といったもののみの試算になっております。

FPUと移行先の周波数帯での干渉については、FPUの技術基準に係る議論がまだ詰まっていないというか、これからのところがございますので、そういった中でどの程度の影響が出るのかというのは、評価していかなければいけない内容だとは思っております。そのコスト負担についてどうするかというのは、また別の意味での議論があるところではございます。ちなみに、ラジオマイクについては、情報通信審議会では技術的な議論はおおむね議論は終了しております、現在パブリックコメント中ですが、そういう障害は出ないだろうというような技術評価の結果が出ておりますので、発生するかしないかというのは、その技術的検討の結果を見てみないと、現時点でははっきりしたことは言えないということかと思えます。

○前田会長 検討の結果、何らかの影響が仮にある種の条件で避けられないときには、それに対応するものは、当事者間でもともと協議する枠組みになって

いるので、その気がついた側がちゃんとそれをその協議の中に持ち出して、費用負担を協議の中に入れるべきであると、そういうことですかね。

○田原移動通信課長 結局、移行先での協議に実際になってしまうかと思います。ただ、ブースター障害につきましては、今、700MHz帯そのものでも、例えばテレビ受信ブースターに関する障害対策、こちらは終了促進措置のコストの試算には入れていないところがございますけれども、実際いろいろところでそういう受信系の設備との混信——混信というか、影響というのは出ております。その辺どうしていくかということについては、全体の中でいろいろ制度も含めて考えていかなければいけない話なのかなとは思っておりますが、基本的には、その当事者間での議論となり、700MHz帯についても、今後、基地局を整備する携帯電話事業者がその整備に当たって、周辺の御家庭と調整するという形での対策をお願いするという形になりますので、当事者間の議論というのが今の原則でございます。

○前田会長 ブースターの件はもう数が非常に多い可能性があるので、3者がそれぞれ窓口というのも、なかなかあんまり効率的でないので、そういう意味では、何かある種、組織体を3者がつくるというイメージですかね。それは当事者が考えることなのかもしれませんが。

○田原移動通信課長 対策実施については、3者協議の上、どういう形にするのかとなりますが、相手方とのことを考えるとある程度統一したほうがいいということはあるかと思っておりますけれども、基地局の整備計画がおそらく3事業者それぞれで違うということもありますので、個別の調整は各社ばらばらになる可能性があるかと。ただ、この地域とこの地域があまりにもやり方が違うとかだと、またそれはそれで混乱になると思っておりますので、指針の中でもそういう取組については協議して合意を得るようという形になっておりますので、最終的にはこの700MHz帯については、この3者の中での協議の結果、最適な

形の実施体制が組まれるものと考えています。私どもとしても、その結果について、取組状況については適宜報告を受けてフォローしていくというような形になっているというところでございます。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 1点補足させていただきますと、今回の修正を加えた事項で、放送事業者との連絡調整ということを設けさせていただきました。この連絡調整の規定を今回設けさせていただいたことによって、携帯電話事業者3者間での都合の良さに加えて、受信者の代弁という格好で放送事業者が加わる形で連絡調整をする形になりましたので、そういう意味では、どちらかという、受信者サイドから見て対応しやすい形が最終的に形成されるという形がより強まった形に今回の修正でなっているかと思えます。

○前田会長 今の話はブースター等のその受信障害のときに、費用は3者で、割る3で負担するようなことになっていると思いますが、その移行期間が終わったときの、これは普通の受信障害と同じになっちゃうのかな。そうすると、個別に対応するということですかね。対応、たまたまそれにぶつかった事業者さんが。それは3で割るとかっていう話ではなくて、そこはもう総務省としては知らない——知らないというところとちょっとあれですが、基本的には当事者で解決すると。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 一定の目途がありまして、今回、実は通常の開設計画と違いまして、900MHz帯と同様10年間の設定をさせていただいていますので、10年間でLTEの整備を進めるという前提にします。簡単に言うと、この10年間でほぼ携帯電話の基地局の整備を大体進めてしまうという、ある程度前提がございます。逆に言えば、基地局を整備する中でブースター障害の対策をしていただかないといけない状態になりますので、開設計画どおり進もうとするならば、この認定期間の間、いわゆる共同してやりなさいと言っている期間中にほぼ解消するのではないかと。解消しないというこ

とは、携帯電話の基地局の開設が進んでないということになります。そういう部分がありまして、その10年間で開設計画に従って基地局の整備を進めるという立場、一方で、当然反対側として、ブースター対策を共同ですするというのをしっかり見ていきたいという形であります。

最終的に、御指摘のとおり、その10年たった時点で潜在的にまだ残っているということならば、その場合は多分相当箇所は絞られる格好になりますし、増設する基地局数もかなり変わってきますので、その場合はおそらく個別の携帯電話事業者が、自分が建てたら起こるといえるケースのほうがむしろ増えますので、共同というよりも、個別で対処を引き続きしていただくという形のほうが事象としては多くなるのではないかなと思います。いずれにしても、10年間にほぼ完了するというのを一つの目標としてやっていただきたいということでございます。

○田原移動通信課長 あと、現時点の規格のブースターがついてるものですから、それに干渉が起きてしまいますので、今後、周波数の再編後に対応した、適切な規格のブースターというか、適切な作りのブースターに変えていただくということが必要でございます。そういうことに関しましては、関係業界のほうに、私ども総務省のほうからもお願いしていったら、その10年間に、新しいものに、少なくとも新しく設置されるものはそういった適正な規格のものをつけていただけるように環境整備していきたいと考えています。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○原島代理 今回3つの帯域の割当てを行うわけですが、負担額は均等案分とか、共同してという、いろいろありますけれども、やはり3つの帯域の中での有利不利はそれなりにあると考えてよろしいのでしょうか。その辺が、手続とか、いろいろ手間とか、いろいろあるかと思いますが、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○田原移動通信課長 10MHz×2のブロックが3つということで、この3ブロックについてどうかという御指摘かと思えますけれども、こちらにつきましては、一概にどこがいいどこが悪いというのはなかなか難しいところがございます。一般論として、携帯電話などで電波を使用する時は、いろいろ周辺の、周りの電波を使うシステムと調整をしながら使うというのが一般的でございます。そういったときに、やはり同じシステムに囲まれているほうが使いやすいということが一般的でございます。そういうことからすると、この700MHz帯に限った話ではありませんけれど、3つ並べて割り当てますと、通常は真ん中が一番、両側は同じような事業者でございますので、同じようなシステムと調整するのが一番調整しやすいということからすると、一般論としては真ん中が使いやすいと。下側については、テレビのシステムとの、場合によっては運用調整があるかもしれない。運用というか、使い方等の調整があるかもしれない。上側については、ラジオマイクが間に入って、同じ携帯電話システムなんですけれども、上下が逆の800MHz帯の携帯電話システムが入ってますので、こちらとの調整が入ることがあったりします。

また、基地局を打つときに、また、これは事業者さんによって違うので、一般的には言えないのですけれど、その整備をする事業者がどういう周波数の他のシステムを同じ基地局で運用しているかによって、その電波同士が悪さをしにくいかったりするとか、そのかみ合わせみたいなものがありまして、それは事業者によって違うというところがございます。最終的にはそういうことを、全て申請してくる事業者の中で勘案して、どこを第1希望にするか、第2希望にするかというのは、事業者によって変わってくるのではないかと思います。

○原島代理 少なくとも指針の中で、周波数移行に関しての条件は変わらないという、そういうことですね。

○田原移動通信課長 変わらないです。そういうことでございます。

○原島代理 周波数移行に関しては変わらないと。

○田原移動通信課長 費用については、3者であったら、3者案分していただくという形になります。

○原島代理 はい。残りは共同で行うとか、いろいろそういうのも変わらない。それについては変わらないということですね。

○田原移動通信課長 はい。変わらないということです。

○原島代理 わかりました。

それから、もう一つ、900MHz帯のときはたまたま新規参入は無かったわけですが、今回に関して、もし新規参入があったときにはどのような考え方をされるのでしょうか。

○田原移動通信課長 実際新規参入があったということだと、周波数を持っているか持っていないかといったところでどういう加点をするかと、当然持っていないことが加点ポイントにはなるということでございます。それが、要は、ほかの周波数を持っていて、1GHz以下の周波数を持ってない人と同等にするのか、それよりプラスなのかということについてはまだ整理はしておりません。

○前田会長 どうでしょうか。他にありませんか。

それでは、御質問もないようでございますので、この諮問第13号及び第14号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 御異議ないようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出して

ください。

(3) 電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案について

○前田会長 それでは、次に、同じく本日諮問されました諮問第15号電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案についてにつきまして、竹内電波政策課長からご説明をいただきたいと思います。

○竹内電波政策課長 それでは、お手元の諮問第15号説明資料によりご説明を申し上げます。

本件は、無線設備の操作を行う者の資格制度でございます無線従事者の制度について、2件の改正についてお諮りをするものでございます。内容につきましては、資料の参考資料、3ページ目でございますが、こちらからご説明をさせていただきますと思います。

無線従事者制度の概要というところがございますが、無線従事者は、無線設備の操作または監督を行うための資格として、総務大臣が免許を付すという形で運用しているものでございます。無線設備の操作につきましては、実際に無線従事者の資格を有する者、または主任無線従事者というふうに書いてございますが、無線従事者の資格を持っている者であって、その選任された者の監督下で、実際にはその免許を持っていない方であってもその操作をすることができるという2つの方法がございます。資格を持っている方がみずから操作をするというやり方と、その資格を持っている方の中で選任された方が監督するもとで資格を持ってない方が操作をする。その二つのやり方がございます。

実際にはこの従事者の資格というものは、現在、全部23資格、表になってございますが、23資格ございます。類型でいいますと、総合資格、海上資格、航空資格、陸上資格、アマチュア資格と5分類ございまして、このうち中ほど

の3つの海上、航空、陸上の3分類につきまして、この主任無線従事者という制度が認められているわけでございます。総合資格とアマチュアにつきましては、これは持っている方本人がやらなければならないという資格類型になってございます。

この主任無線従事者制度について、2のところを書いてございますけれども、その2行目でございますように、主任無線従事者の監督下であればと、無資格者でも操作することができるようにしているということでございます。

それで、2番目の○にございますけれども、この主任無線従事者の資格につきましては、資格を取った後、選任をするということ、手続が必要でございますが、その選任された日から6カ月以内に、この主任講習という講習を受けて、この無資格者を監督するという業務を実施することができるわけでございます。②にございますように、選任後の講習を受けた日から3年以内に2回目の講習を受ければ、またその効力が延長されていくということで、現在はその3年置きに講習を受けることでこの業務を続けていけるということになってございます。

実際、この主任従事者を選任している例といたしましては、一番下に書いてございますが、海上分野では、国、地方公共団体、漁協等、それから、航空分野では、航空会社や空港業務会社、陸上分野では、放送事業者、通信会社等々ということでございます。

次の4ページ目にまいりまして、実際この主任講習を受けている方々のおおむねの人数でございますが、平成23年度で合計約780名、800人弱が受けておられるということでございます。これが主任従事者の関係でございます。

次に、3番目に、認定講習と養成課程というふうに書いてございますが、この無線従事者の免許を取得する方法としては、一番下に表がございまして、4として取得状況の表がございましてけれども、①、②、③、④とございますが、実

際に国家試験を受けて資格を取得するというのが①でございます。これがおおむね年間2万人おられます。それから、養成課程、あるいは認定講習という、いわゆるその講習を受けて資格を取られる方、これが②、③合計で約6万人いらっしゃいます。それから、指定された学校、認定された学校のコースを修めることで資格を取られる方が約2,500名いらっしゃいます。このようにいろんな資格の取り方があるわけでございます。

このうち、②の養成課程、③の認定講習というものは、3でその違いを書いておりますが、認定講習というのは、既に今、一定の資格を持っている方や業務経歴を有する方が講習を受けることで、いわゆるアップグレードをすることができる、そういう講習でございます。養成課程といいますのは、特段今、資格がなくても、その講習さえ受ければ資格が取得できるというものでございます。それぞれ対象となる資格は、表にございますように、認定講習については8資格が、また、養成課程については14資格がそれぞれ対象となっております。また、網かけをしてある部分につきましては、営利法人、いわゆる株式会社がこういう講習を実施するという対象となっているものがこの網かけ部分となっているものでございます。というのが今の制度の概要でございます。

それで、最初のページにお戻りいただきまして、今回諮問させていただきまます改正案というのは、内容が2点ございます。2の改正概要をごらんいただきたいと思っております。

まず、1点目の変更につきましては、(1)のアでございますが、主任講習の期間の見直しでございます。先ほど申しましたように、無資格者を監督する資格でございます主任従事者につきましては、現在、3年置き講習ということになってございますが、近年では制度改正等の状況を把握するにも、インターネット等で容易に入手ができますし、そもそもその免許の有効期間につきましても、基本的には5年ということで運用してきておりますので、そういったも

のと均衡、あるいは資格を取られる方々への負担軽減という観点も考慮いたしまして、この3年以内を5年以内に変更したいというものでございます。

それで、養成課程の修了者が申請する総合通信局は、現在、この養成課程を実施している機関の所属地というふうに行っているところでございますが、今回、これを養成課程の修了者が居住地を管轄する総合通信局への申請を可能とするようにしたいと考えているところでございます。また、あわせて、住所が現在、本邦内にない方については、関東総合通信局に申請をすればいいという形で、委任先を見直しをしたいと考えております。

このイの変更について、なぜこういうことするのかということでございますが、これは、先ほどご説明いたしました養成課程、あるいは認定講習課程について、現在は、集合講習の形を前提としております。すなわち、同じ教室に集まっただいて、一斉に現場で授業を受けていただくという形でしか運用を認めておりませんでした。やはりこれだけICTが世の中に進展してきておりますので、eラーニングによってこういった講習を受けていただくということを可能にしようということで、今回それが2点目のお諮りしたい内容でございます。この2点目の変更を行った結果といたしまして、この講習修了者が申請する先を現在の居住地を管轄するところに申請していいようにしたいというのが(1)のイでございます。

なお、(2)にございます無線従事者規則の改正で(ア)から(ケ)までにつきましては、これのeラーニングを実施するに当たりまして、必要となる変更点が9点あるということでございます。1点目は、いわゆるチューターでございます。講師とか、チューター、その設問回答でございますとか、添削指導を行う者の要件を定めるということで、これは従事者規則の21条でございます。これはそれぞれ該当する資格を今、有しているということを定めております。それから、(イ)でございますが、養成課程の授業形態を同時受講型、いわゆる

テレビ会議でございますとか、遠隔授業で行うような方式に加えまして、随時受講型ということで、VODでございますとか、あるいはDVDの教材を使って受講するという形を認めるというものでございます。

それから、2ページ目にまいりまして、(ウ)でございますが、電磁的方法で作成された教科書の使用を可能にする。これ、現在、紙じゃないとだめとなっております。すいません。今までこうなっておりましたので、おくれればながらでございますが、こういうことでやらせていただきます。これによって進捗状況の管理もやれるようにしていただくということでございます。(エ)でございますが、この業務の一部委託をする場合には、その責任分担を明確にするということを認定基準としたいということでございます。(オ)でございますが、ここはeラーニングを認めるということによりまして、講義場所を長時間にわたって確保する必要がないということで、長期の計画を立てやすくなるというメリットがございます。したがって、複数年度にわたって講習計画をまとめて立案できる、申請できるというふうにしたいと思っております、3年分まとめて申請していただいて結構ですということにしたいというものでございます。

(カ)につきましては、その修了したときには総合通信局長に報告をするということ。それから、(キ)につきましては、どこでどういう講習が行われているかということを広く周知する観点から、総合通信局長は、その養成課程、どういうものが認定されているかということ公表するものでございます。(ク)につきましては、その講習形態を2つに分類をいたしまして、その認定の基準、報告事項の整備を行う、規定上の整備を行っているものでございます。

施行期日につきましては、民間側での準備の状況、それから、総務省側でのデータベース等の変更の作業がございますので、来年の4月1日というふうにしたいと考えております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 今回ネットがかなり可能になったということと、それから、改正の（１）のイのところは無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内にない場合というのは、わざわざ断っているということは、もう全世界で受ける可能性があるということを前提ということ。

○竹内電波政策課長 はい、さようでございます。実際に海上資格につきましては、例えばマニラでございますとか、インドネシアとか、そういった船員の方は、特に船の寄港地で有効に時間を使いたいということで、そういったところで講習をやっている例も実際ございますので、そういったところでの講習をした結果をすぐに、直ちに資格取得に結びつけるようにしたいということでございます。

○松崎委員 費用はどのくらい違って来るとか、そういう情報はありますか？

○竹内電波政策課長 これは民間で定めるということですので、我々のほうで基準を設けているわけではないんですが、例えばeラーニングをやる場合に、実際施設管理者の側で、最近ですとクラウドですとか、いろんな最新の技術を使いますと、自分でハード・ソフトを全部買わなくても、サービスとして使うようなやり方をするとかなり安くやれる例もあるんでございますけれども、例えば今、実際に航空通信士の資格をやっている場合にハード・ソフトを運用して、それを年間の経費で割り戻しますと3,500万円程度かかると見積もられておりますが、これをクラウドなんかを効率的に使いますと2,000万円程度で済むのではないかと。標準的な一つのコースを運用するのに、年間の経費はそれぐらいでございますので、あとは、そこにどれくらい人を集められるかということになるかと思えます。また、クラウドもどんどん使い勝手のいいサービスが出てきておりますので、そういったものでより経費を下げて

いくことで、ユーザーから見ると安い講習料金というものは可能になるかというふうを考えております。

○松崎委員 わかりました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。ありませんか。はい。

それでは、ないようでございますが、諮問第15号は、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 異議がないようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。ありがとうございます。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

## 報告事項（情報流通行政局関係）

○東北3県における地デジ完全移行について

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

報告事項といたしまして、東北3件における地デジ完全移行についてにつきまして、吉田地上放送課長から説明をお願いいたします。

○吉田地上放送課長 地上放送課長でございます。3月の電波監理審議会にお

きまして、東北3県、岩手、宮城、福島、各県におきます地上デジタル放送への移行の進捗状況についてご報告申し上げます。その後、3月31日を迎えて、予定どおりアナログテレビ放送を終了することができましたので、その状況を資料を用いまして、簡潔にご説明申し上げます。

資料1ページのほう、31、1日の状況とございます。四角で囲んでありますとおり、電話・対面相談や戸別訪問などは、準備していた体制で滞りなく対応できました。また、チューナー不足、これ、昨年の7月に全国のときは市場からチューナーが不足したという事態が生じましたが、そのような問題も生じることなく全体として円滑に推移していたのではないかと考えております。

停波の状況といたしましては、31日12時にお知らせ画面への移行、23時59分にアナログ停波という予定どおりの停波を行っております。

コールセンターへの入電状況につきましては、3県からの入電数が31日、土曜日でございますが、約4,700件でピークとなっております。1日に入りまして、コール数は1,300件ということで、31日のみが大きなピークになったということがございます。主な相談内容といたしましては、チューナーの取り付け方、受信機の対応方法、お持ちなんだけれど、どうしていいかわからないという方のお問い合わせであるとか、あと、リモコンを实际操作してわからなくなったというようなお問い合わせ、あるいは一部チャンネルが見えないという受信不良などについてのお問い合わせもございました。

また、臨時相談コーナーは、31日、1日は、土日ではございますが、3県合計で54カ所。これは平日と同じレベルで若干多い箇所数を設置しておりますけれども、31日で約500名の方がいらっしゃっています。前週同日で土曜日でございますけれども、それよりは2.5倍ぐらいになってございますが、臨時相談コーナーへのピークというのは、前日の3月30日、金曜日が来訪者数のピークになってございます。その後、1日になりまして250名に一回減

りまして、書いてございませんけども、2日月曜日、どうしてもこういう来訪者、平日が多うございますので、月曜は約600件、そして、徐々に減っていきまして、先週の金曜時点では260件ということで、非常に落ちついて対応ができた状況でございます。

4番、テレビ受信機・チューナーの状況は、先ほど申し上げたとおり、品薄などの状況はなかったと聞いております。

4月2日以降も、当然いろんなご相談がありますので、それを受ける体制を整えております。地デジコールセンターを24時間運用しておりましたが、これは先週の日曜日で終了しております。4月9日以降、平日は9時から21時、休日は18時までということで、引き続き運用しております。臨時相談コーナーも、ゴールデンウイーク前の4月27日まで設置を続ける予定でございます。このように相談数は非常に減っておりますけれども、引き続き丁寧な対応をしてまいりたいと思っております。

次の2ページのほうは、今申し上げたようなデータを具体的にやっておるところでございますが、参考1の説明は省略させていただきます。

参考2のほうで、3月30日までの対策状況ということでございますが、共聴施設等のデジタル対応というものはほぼ終わっているということ、先月の電監審でもご報告いたしました、そのような状況が書いてございます。ですから、30日までに国として準備すべきことはきちんと対応した上で31日を迎えたということでございます。

最後に、ご参考までに地デジコールセンターのコール数の推移がでございます。31日土曜日が4,700件ということでピークでございました。その前日が約1,700件でございます。で、4月1日は1,300件ぐらいに減りまして、2日以降1,000件で、4月7日には250件、昨日も約200件ということで、こういう形で、ほぼ全国の昨年7月のときと同じようなカーブを描いてお

りますが、全国のときにおきましては、停波の翌日、7月24日に停波いたしまして、25日、これは月曜日になるんですけれども、これがピークの当日の半分ぐらいのコール数がありました。ですから、停波前に戻ったというのが2日間かかったんですけれども、今回につきましては、ごらんいただくように、翌日の4月1日には停波以前の水準に、通常的水準に戻っているという状況でございます。

ご報告、以上でございますけれども、3月14日の電波監理審議会におきまして、このような準備は順調に進んでいると考えておりますが、非常に大きな余震が発生するなど、万が一の事態が生じた場合には、3月31日当日も含め、緊急にご相談させていただくことある旨、お願いを申し上げてまいりました。その後、連絡体制の構築など、事務局を通じまして、ご相談を委員の皆様方にさせていただいておりましたが、そのような非常事態も発生することなく無事に終了することができました。ここまで、最初は、デジタル放送の周波数の割り当てをはじめ、電波監理審議会の歴代の委員の皆様方には、さまざまな形でご指導をいただきながら進めてまいりましたけれども、このように全国において無事にアナログ放送を停波することができましたことをここにご報告させていただくとともに、改めまして、委員の皆様方のご指導に感謝申し上げる次第でございます。

○前田会長 ありがとうございます。無事終わってよかったですが、今の件について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○原島代理 今回、最後に残った東北3県ということで、無事終了したということ、ほんとうによかったと思っておりますが、昨年の7月にほかの地域が終了しまして、その後、何かほかの地域で今まであまり想定されなかったことが問題起きて何か対応したとか、そういうことはあったんでしょうか、参考までにお聞きしたいと思います。

○吉田地上放送課長 細かい問題は別といたしまして、一番大きな問題が昨年7月で、先ほども少し触れましたとおり、市場、つまり、お店からチューナーがなくなったということがございます。で、昨年7月におきましては、市場からチューナーが払底したことを受けまして、臨時相談コーナーのほうで、一台もまだ地デジ対応していない方に限り、チューナーをお貸しするという取り組みをしてまいりました。で、東北3県におきましては、市場動向、あくまでこれ、お店で売るかどうかというのは民間の話ですので、市場動向を我々、情報収集するとともに、そういう貸し出しなども実施することによりまして、チューナーが不足して皆さんが困るような事態を未然に防ぐというような取り組みをあわせてさせていただきまして、幸い今回は、先週の後半、中盤時点におきましても、まだお店でチューナーを売ってる状況ということでございますので、そういう大きな問題はなかったんですが、私どもとしても、そういうチューナーをお貸しするような対応をとりつつ、取り組んできたところでございます。

○原島代理 それから、あと、被災地への特別な対応というのは何かあったんでしょうか。

○吉田地上放送課長 被災地で共聴施設が壊れたところというものは、その改修のための補助というのを、つまり、アナログからデジタルに切りかわって、またデジタルの施設が壊れたときに、それを復旧させるのに対して補助などを行っております。

○原島代理 わかりました。

○吉田地上放送課長 すいません。あと、チューナー支援、先ほどチューナーお貸しすると申しあげましたけれども、生活保護世帯や、あと、市町村民税非課税の方に対しては、チューナーを一個無償でお渡しすると、差し上げるという取組も行ってまいりましたが、その範囲を、被災を受けた方、ある一定の条件はございますが、被災を受けた方にも拡充しておる。そういう形で支援を行

ってまいりました。

○前田会長 ほかには、ございませんか。

○原島代理 それから、もう一つ、これも参考までなんですが、結果として、衛星でなければ受信できない難視聴の世帯というのは大体どのくらいだったんでしょうか。

○吉田地上放送課長 これ、全国で約11万世帯ぐらいでございます。

○原島代理 11万世帯ぐらいですね。

○前田会長 ほかには、よろしゅうございますか。はい。

それでは、どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 審理官の意見書等に基づく審議

○広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

○前田会長 それでは、審議を再開させていただきます。

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てにつきまして、佐藤審理官と中道審理官から審理に係る意見書及び調書の説明をお願いいたします。

○佐藤審理官 審理官の佐藤でございます。お願いします。

総務大臣が行った広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に対する電波法第83条によるアマチュア無線家グループ等からの異議申立てにつきましては、昨年9月6日の審理期日において、全ての審理が終了しておりましたところ、

大変お待たせいたしました。本日、当職から正式な調書及び意見書を提出いたしました。本意見書は、細かい活字で本文だけで41ページに及ぶ膨大ものでありまして、証拠関係もかなり多いために、本日はとりあえずその要旨についてのみ口頭で報告させていただきたいと思っております。

本件事案の概要は、既におわかりかと思っておりますが、もう一回復習の意味で説明いたします。広帯域電力線搬送通信設備、Power Line Communicationということで、PLCと略称しておりますが、これは家庭等の屋内の配線を利用してインターネットや家電管理等を行う通信ネットワーク機器でございます。平成18年10月4日の無線設備規則の一部を改正する省令及び電波法施行規則の一部を改正する省令に基づきまして、PLC機器メーカーが電波法第100条及び電波法施行規則第46条の2により、総務大臣の型式指定処分を受けますと、個々の電波利用許可を受けずにPLC機器を製造し、販売することができるようになりました。この関係では、総務大臣が情報通信審議会の答申を受けまして、当電波監理審議会の諮問及び答申を経まして定めた技術基準及び測定法がございます。この技術基準等はPLCに係る型式指定の審査においては、通信時の利用周波数帯2MHzないし30MHzにおけるPLCからの漏えい電波の強度を一定の離隔距離において周囲雑音レベル以下となるように定めております。

総務大臣は、平成18年10月12日から平成22年8月11日までの間、このPLC機器メーカーから型式指定処分の申請を受けました。これは、本意見書の別紙3でまとめて記載されておりますが、これを審査した結果、すべての申請を相当と認め、本件型式指定処分をしまして、総務省告示により告示をいたしました。

異議申立人らは、延べ数にしますと合計319名ということになりますが、同一人が重複して申立てしておりますので、実質は115名ということになります。

ます。大きくこれをグループ別に分けますと、第1は、アマチュア無線の開局免許を取得している者、第2は、この開局免許取得はございませんが、アマチュア無線従事者資格の取得をしている者、そして、第3は、これらのいずれの資格もないが、単に短波放送の受信をしているということで申立適格を主張している者でございます。

これらの異議申立人らは、本件PLCが2MHzないし30MHzの周波数を利用していることから、本件型式指定処分の申請者によって、PLC機器の製造販売がなされる結果、これまで同じ周波数を使用してアマチュア無線の送受信を行い、あるいは短波放送を受信していた異議申立人らが同無線の送受信、あるいは短波受信が不可能となるか、あるいは著しく困難になるということで、重大な損害を被ると主張しているものであります。

その原因としまして、本件の技術基準、その前提となるその漏えい電波の許容値の考え方や測定法のいずれにも瑕疵がある。これに基づいて、総務大臣が行った本件型式指定処分は、いずれも総務大臣に与えられた裁量の範囲を超え、もしくは濫用したというべきであって、これは違法であるから、本件型式指定処分を取り消し、本件技術基準及び測定法を見直すべきである、と主張しております。

これら各異議事件は、総務大臣から当審議会に付議されましたが、この本件型式指定処分と総務省告示、これに対する各異議申立て及びこの当審議会の付議との関係は、この本意見書の3ページ及び4ページと別紙2で整理されております。

本件の争点は、本意見書の16ページにまとめてございますが、大別しますと、異議申立人の申立適格の有無と本件型式指定処分の適法性の問題であります。

まず、その申立適格の点であります。異議申立人らは、本件型式指定処分

という、その行政処分の名あて人、つまり行政処分の申請人ではございませんで、いわば、第三の立場で異議申立てをしているわけですから、異議申立人らの申立適格が問題になります。ただ、この論点につきましては、まず、短波放送受信者については、この本報告書の20ページの5のこの下段の「なお」以下に記載しております。この中段の5の小括の2段目あたりの「なお」以下に記載しておりますように、別件であります個人及び短波放送受信者らからの異議申立事件において、平成21年6月16日、総務大臣は、当審議会の答申に基づきまして、当該申立人には申立適格がないとの理由により異議申立てを却下しております。これに対して異議申立人から格別行政訴訟の提起もなかったために、当該処分は確定しております。

また、アマチュア無線の開局免許取得者につきましては、総務大臣が特定の周波数帯の電波利用を許可したものでありますし、今、申し上げました別件における当審議会の答申内容からしまして、その論理の延長線上の問題としては、当然これらのものに申立適格を認めるべきものであるというふうに考えております。そうしたことからか、総務大臣も、本件審理の途中でその申立適格を認める旨の答弁をいたしております。そうしますと、実質的に判断しなければならないのは、このアマチュア無線従事者資格の取得者でございます。ただ、これらの者は、自身が開局免許を受けなくても、他の法人の許可のもとで自主的にアマチュア無線を利用している者もいるようでありまして、また、いつでも無線開局免許の申請ができる立場の者でありますので、そうした実質的利益を保護するという点を強調するならば、アマチュア無線開局免許取得者と同じ扱いでよいのではないかと考えました。

総務省の受付段階では、これらの異議申立人ら全員について、その資格が疑問であるとして、留保付きで異議申立ての受理をしておりますので、これについての当審議会の判断が必要となります。本意見書では、結論的に短波放送受

信者の、3名だけでありますが、3名の異議申立てを却下すべきであるとし、それ以外の異議申立人らの申立てを適法である、ということで結論づけてございます。

次に、本件処分の適法性の問題ですが、理論上は、本件型式指定処分の個々の内容は異なるわけですが、異議申立人らは、本件型式指定処分の手続的な瑕疵を主張するものではなく、また、このP L Cの製造業者の申請がいずれも関係法規に適合するという点については争っておりません。要するに、異議申立人らは、本件型式指定処分を判断する際の技術基準、その前提となった電磁妨害波のその許容値の考え方やその測定方法に誤りがあると主張するものであります。この点は、併合した全事件に共通する争点であります。具体的な争点とそれに対する当職の判断は、本報告書の21ページ以下に記載しておりますが、この辺は専門的な技術論が入りますので、私が要約するよりは、後で中道審理官に補足説明していただいたほうが適切かと思っておりますので、私のほうは、あえて技術論の詳細は省略し、その結論的な判断だけを申し上げたいと思っております。

本報告書37ページのこの小括に記載しましたように、関係法規によって総務大臣は、設置許可を要しない通信設備の範囲を限るための技術基準を定めるに当たっては、電波障害の予防措置としての効果や利用を認めた場合の影響等を総合的に勘案するための裁量が認められているものと解されます。そして、その裁量を逸脱する場合とは、技術基準を定めるに当たって検討した重要な事実と誤認があるか、またはその評価が明白に合理性を欠くことにより、技術基準自体が、電波法の趣旨に照らし著しく妥当性を欠くことは明らかであると認める場合に限られると解すべきである。こういう考え方を前提にいたします。

そして、この技術的基準は、無線通信への障害を予防的に事前規制することを基本としておりますが、そのみに頼ることなく、許可した利用設備から万

が一継続的かつ重大な障害が生じた場合には、総務大臣は電波法101条において準用する第82条1項に基づきまして、その設備の所有者、または占有者に対し障害除去についてのその必要な措置、いわば事後的措置を命ずる等の対応ができるというふうにされております。つまり、事前規制とこの事後的措置の全体により、能率的な電波の利用の確保を図っていると考えます。

こうした法規制のもとで、本件のPLCの関係を見ますと、本件技術基準の前提となるその漏えい電波の許容値の考え方及びその測定法については、科学的には別の理論や方策等を考える余地はあるにしましても、全体として合理性が認められると思われまます。何よりも客観的事実として、平成20年10月までに約65万台のPLCが製造販売されていると言われておりますが、これまで本件異議申立人ら以外から、継続的で重大な電波妨害についての苦情もなく、したがって先ほどの総務大臣の事後的措置をとった例もないと認められます。最もこの市販されている全てのPLC機器には、業者が自発的にではありませんが、漏えい電波の混信防止の装置、ノッチフィルターを挿入しているようでありまして、この効果との関係は証拠上必ずしも明らかではございません。しかし、国がアマチュア無線局に一定の周波数帯につき電波利用を許容したとしても、これを、いわば聖域として常に他の電波の一時的混信のないことまで保障したわけではございませんので、仮に異議申立人らの無線局等に一時的混信が生じたとしても、これは電波利用を許容された者が受忍すべき程度の範囲を超えてはいないと思料いたします。

そうしたことから、当職は、この総務大臣の本件型式指定処分は、法によって与えられた裁量権を逸脱するものではないから、違法とは判断できないと結論づけました。

なお、この本意見書には、私の個別意見を付加しましたが、その理由につきましましては、ご審議の際にまた必要に応じて補足説明を申し上げたいと思っております。

以上、とりあえず簡単でございますけれども、私の意見を申し上げておきます。

○中道審理官 それでは、続きまして、中道のほうから、本件事案のその技術的争点、それに対する審理官の判断ということで補足をさせていただきたいと思えます。

先ほどのご説明にございましたように、本件におきましては、異議申立人らの主張は、処分時の判断基準でありますその技術基準の部分に集中しております。その中での許容値の設定、あるいはその際の測定方法といったところに瑕疵があるということで、それに基づいて行われた処分が不当であるということをお願いしております。個別の処分自体を問題にしているということではないということでございます。したがって、今回の争点の多くは、この技術基準が設定されました際の理論検討を行っているわけですが、その過程に重大な誤りが存在するかということでありまして、あるいは結果として、今、現実指定を受けてP L Cが普及をしているわけですが、その後の実態によって、この技術基準の適正性というのは裏づけられるのかどうかといったことの部分に対しての争いになっております。

審理におきましては、この技術的な部分で数々の争点が提示されておりますけれども、非常に概括的に集約いたしますと、次の2点ということが言えるかと思えます。

1点目は、もともとその理論検討の段階で研究会を開催してやっていたわけですが、無線局への妨害を防ぐために、P L Cを使用した際に電力線から発生する漏えい電磁波、これが無線局へ妨害を与えるということなんですけれども、その強さがP L Cの使用場所から一定の距離を置いたときに周囲雑音を超えないことと、これを目標としています。で、異議申立人らの主張の1点目としまして、P L Cの雑音と比較される対象になるその周囲雑音、もともと存在する

雑音の定義ですとか、あるいはそのレベルにつきまして、両者の見解が大きく分かれているということでございます。

異議申立人の主張は、意見書、お手元にあるかと思えます。意見書では7ページのところから、それから、総務大臣によります説明、反論につきましては、同じく意見書の12ページ以下に示してございますけれども、結論しまして、審理官といたしましては、無線局の受信を保護する観点から、周囲雑音の定義ですとか、あるいは理論検討時のその周囲雑音レベル、P L Cの雑音と比べられる周囲雑音レベルの設定については、総務大臣の考え方は適当としました上で、異議申立人が示しますその実測の結果のデータでありますとか、あるいはその総務大臣がとった測定法に対する問題点の指摘というのがあるわけですが、これは、いずれも本件技術基準の妥当性を疑わせるに至らないということ判断をいたしております。こういった判断につきまして、詳細は意見書の27ページ以下のところを御覧いただければと思えます。

争点の2点目でございますが、本件技術基準におきまして、具体的な規定の対象になっているものとしましては、電力線に流れます同相電流、当事者の文章ですとか、あるいは意見書におきましても、コモンモード電流というふうに称しておりますが、これの許容値及び測定法についてということでございます。技術基準が要求しておりますのが、特にそのP L C機器からの信号がコモンモード電流に変換されて漏えい電磁波が発生しやすい、そういった電力線網、特性が悪いといえますか、そういった電力線網を模擬した回路というのを定めております。これは告示の中で決めておりまして、で、それにその指定を受けようとするP L C機器を接続した際のコモンモード電流を計測すると。その電流が技術基準で定めております許容値の範囲内にあることというのが技術基準の内容でございます。これは、実際に家庭でコンセントにP L Cを接続するという場所での測定値ではないことにご注意をいただければと思えます。これにつ

きましても、異議申立人から数々の問題点が指摘されておりました、また、申立人自身も家庭を使った実測などもやっております、その結果を引きながら、この技術基準では、当初目標というふうに言っておりましたその漏えい電磁波のレベルを抑えることはできないというふうに主張をしていると。結局はその主張を繰り返ししているということでございます。

この点につきまして、異議申立人の主張は、意見書では8ページのところからでございます。それから、総務大臣側の説明、反論につきましては、13ページ以降のところでもまとめてございます。

これにつきまして、審理官といたしましては、この異議申立人らが数々指摘しております漏えい電磁波が増大する要因というのがあるんですが、これはいずれも起こる可能性としては否定ができないと。できないんですけれども、そういうことが起こるのは、悪条件が重なった場合に特定の周波数において生じることが認められますと。そうなりますと、実際に妨害が発生するという可能性というのとは極めて低いのではないかと。そういったことであれば、先ほども主任審理官のご説明にございましたが、過剰規制を避けるという観点で、電波法に定めますその事後的措置とあわせて、総体として規制するというのが適切と。総務大臣はそのようなスタンスをとっているわけですが、そういった主張に合理性があるのではないかとというふうに判断をいたしました。

それから、検討過程におきましても、いろいろなその過程を置いたり、あるいは屋内の電力線のモデル化といったようなことをやっているわけですが、そういった影響を考慮しましても、許容値の設定等に重大な瑕疵があったとは認められないということで判断をいたしております。

これらの判断、詳細につきましては、意見書では29ページ以降を御覧いただければと思います。

まとめて申しますと、PLC機器による無線局への継続的かつ重大な障害発

生というのは、いろんな不確定な要素に影響されるということで、その事前規制でございます技術基準だけで完全な防止を図るといのは困難な面もございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、本件技術基準妥当性を疑わせるというほどの瑕疵は認められず、また、結果ということでございますけれど、型式指定の開始以降、P L Cに起因する重大妨害の申告もないということから、本件技術基準には一定の合理性が認められるというのが審理を終えての私どもの判断でございます。

意見書の中では、主任審理官の付加意見、最後のところで触れておるんですけども、本件P L C機器のそういった技術的な影響ですとか、あるいはそういうものに対する対策につきましては、まだ学会等の場でも論争があるような状況でありますし、また、国際機関、C I S P Rといったような国際機関におきましても、この件の規格の審議というのはいまだ継続中でございます。今後、こういった動向を注視しまして、必要な場合生じれば、技術基準に適切に取り組んでいくということは期待されるのではないかというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。本日は、この意見書を提出いただき、ご説明いただいたわけですが、本格的な議論はこれをベースに、また、本日でない別途のところでやるとして、とりあえず質問等があればお願いできますか。

○原島代理 非常に形式的なこともかもしれませんが、意見の結論の3のところ、「主任審理官は次のとおり意見を付加する」というのは、これは厳密に言うと、補佐審理官の意見ではないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。申し訳ございません、形式的なことで。

○中道審理官 少なくとも私が反対したとか、そういう意味ではございません。

○佐藤審理官 そういう意味ではございません。私は、主任審理官といっても、外部の人間として物を見ているのかもしれませんが。本件処分により規制され

ている数値の範囲内で、全部のP L Cメーカーが自発的というのですけれども、ノッチフィルターを付けているのです。そのノッチフィルターを付加した結果、客観的に被害が出ていないのかどうか、それとは関係がなく規制の効果として被害が出ていないのか、その点の因果関係がわからないのです。で、私は、メーカーはもっと胸を張ってその規制の上限までの数値でP L C製品を作って、どんどん販売してもいいじゃないか。行政は、そういう事ができるような環境を作ってやることも大事ではないか、と思うのです。しかし、これは、あくまで個人的意見ともいえますし、そこまで行政内部の皆さんを巻き込む必要はないだろうと思ひまして、まあ、主任審理官の意見という形で出しておこう、ということにいたしました。

さらに付言しますと、総務大臣に対する平成18年6月の情報通信審議会の答申において最後のほうに書いてあるのですが、今後、P L C設備が実用に供された段階で無線利用との共存状態について把握し、必要に応じて許容値及び測定法を見直すことが重要である、と書いてあるのですね。ですから、私は、見直した結果、同じ結果になってもいいと思うのですが、まあ、こういう答申もありますから、この機会にもう一回検討していただき、この規制に理論上のお墨つきを与えて、メーカーにもっと胸を張ってどんどん販売してもらったらどうかと、こういうに考えたのが私の意見でございます。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。

○山本委員 1つよろしいですか。今、伺っただけですので、全く大まかなことを伺うだけしかできないのですが、37ページから38ページのまとめの部分で、一般論として①、②、③というのが書かれていて、で、以上、①ないし③の考え方を前提にすると、本件ではこうなりますという形で書かれてございます。で、今伺っただけの印象ですと、②と③の部分は非常に結論を出すのに影響しているのかなと。つまり、事前にすべて完全、パーフェクトな規制を

するというのではなくて、問題が起きたときにそれに対処すると、事後的に規制をするということと、組み合わせて規制のあり方を考えるべきであるということと、それから、完全に全く無害にというんじゃなくて、個別に対処するというのをやはり考えて規制を行うべきだという、これはわかるのですが、①の部分というのは、気持ちはよくわかるのですが、この重大な事実の誤認があるか、または評価、目安の合理性を欠くことによりというのは、行政裁量の枠組みだと思うのですが、これがかなりこの結論を出すのに強く影響しているのかどうかということをお伺いしたいんですけど。

○佐藤審理官　ここは、ちょっと表現がいいかどうかは別として、私は、測定法にしても、許容値の考え方にしても、科学的には多様な方法があるのだと思うのです。例えば、漏えい電波の被害の有無・程度ということを重視すれば、その電波の到達時点で、到達時における電界強度を測定するという方法が一つの合理的方法であろうと思うのです。たしか、参考人は海外でもこの方法でやっているという話でした。で、今回、総務大臣がとった方法は、漏えい電波を発する地点のほうから測定しています。で、科学的には両方あり得ると思うのです。で、そこをどういうふうに総務大臣が採るかどうか、つまり行政行為としてどの方法を採るかは、そこは裁量権の範囲内じゃないか、と考えたわけです。

それから、さらに本件で厄介なのは、P L Cの製造業者が申請をして処分にに基づき製造したものが、実際どこに設置されることになるのか、これは不特定の消費者が使用するわけですからわからないわけですね。一方、申立人らの無線局のほうも、これは場所を特定して許可しているわけではないから、どこにでも設置される可能性があるわけです。ですから、漏えい電波を発信する側のほうも、受ける側のほうも、その場所を移動している。そうすると、その規制方法としては科学的にいろいろな考え方があり得るわけです。いろんな考え方

があるが故に、電波法は100条1項から以下で、これを規則に委任して  
るのではないか。そうすると、総務大臣はこの範囲内で裁量権を持  
っていることになる。ですから、科学者から見れば、Aという方法  
がいいのかもしれないけども、仮にその行政がBという方法をと  
ったとしても、それも一つの合理的な方法ならば、裁量権は別に  
逸脱してないんじゃないかと。そういう裁量があるということ  
をまず前提にして考える、いうことでもあります。

そして、2、3と言ったのは、2のほうは、要するに、この規制  
の方法として事前規制と事後規制の方法があるということと、そ  
れから、3のほうは、ちょっと言いたかったのは、最終的には、  
環境訴訟と同じように、被害を主張する国民の受忍限度論だと思  
うんです。国民側のほうから見れば、100%権利保障してもら  
えばいいわけですけども、これは、互いに共存するという点から  
見ると、自ずと我慢しなきゃならない限度がある。そうした意味  
の受忍限度論があるんだということをお3で言おうとしたわけ  
です。

ちょっと少し舌足らずかもしれませんが、趣旨としてはそういう  
気持ちでございます。

## 閉 会

○前田会長 では、これで電波監理審議会は、本日はこれにて  
終了させていただきます。ということで、どうもありがとうございました。